

放送法の一部を改正する法律案の概要

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ（平成30年9月28日公表）等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、NHKに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの

改正の概要

1. NHK関係

(1) インターネット活用業務の対象の拡大

NHKが、インターネット活用業務について、国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてインターネット活用業務がNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備を行う。

2. 衛星基幹放送関係

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定（認定の更新を含む。）要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。